



粗糖の取引単位 50→10 トンへ



平成21年12月1日に新甫発会する「2011年1月限」からスタート！

利点は：

- 取引本証拠金基準額が2011年1月限減額されるため、少しの資金で取引に参加できます。

72,000円 → 30,000円

- 値幅制限の拡大により、取引機会が増えます。

1,200円 → 2,000円

【変更点等一覧】

取引単位	50 トン (2010年11月限まで) → 10 トン (2011年1月限以降)
受渡単位	50 トン (2010年11月限まで) → 10 トン (2011年1月限以降)
取引本証拠金基準額	72,000円 (2010年11月限まで) → 30,000円 (2011年1月限以降)
値幅制限	1,200円 (2010年11月限まで) → 2,000円 (2011年1月限以降)
建玉制限	現行通り(1限月につき売買差引枚数 1,500枚または、売買合計枚数 5,000枚)
実施日	平成21年12月1日に新甫発会する(2011年1月限)から適用



 **東京穀物商品取引所**

東京都中央区日本橋蛸殻町 1-12-5
TEL:03-3668-9318 FAX:03-3661-4564

<http://www.tge.or.jp/>

営業広報部 2009年12月1日

この資料は、株式会社東京穀物商品取引所が粗糖の取引単位変更を紹介することを目的として作成したもので、投資の助言を行うものではありません。
内容等は変更されることがあります。実際の取引等で本資料の情報の使用につき、株式会社東京穀物商品取引所は責任を負うものではありません。